

猛暑の中ひとときの清涼  
(西当別中学校プール)



# と とうべつ 議会だより

## おもな内容

- ▶ 第4回定例会議案審議.....2~3
- ▶ 議会人事.....3
- ▶ 一般質問.....4~20
- ▶ 請願・陳情.....20
- ▶ 各委員会報告.....21
- ▶ 議会のうごき.....22



議 案 審 議

第4回定例会

平成十一年度当別町一般会計

補正予算など十九議案可決

H11.6.21~28

休会 24~27

地)及び公社牧場管理業務を引き継ぎ肉用牛の預託業務を継続するため、条例の一部を改正しました。

□当別町道路線変更について  
町道路線を変更する提案がされ、原案可決しました。

・西部南四号線  
旧 当別太七百七十四番、美登江千二百十九番  
新 ビトエ六百二十二番地九、ビトエ六百二十二番地八

□当別町道路線認定について  
町道路線を認定する提案がされ、原案可決しました。

・青山ダム堤線  
(スウェーデンヒルス内)  
・ネース通三号線  
・レーン通一号線  
・レーン通二号線  
・レーン通三号線

□西当別中学校校舎増築工事(建築主体工事)請負契約について  
工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

・方法 随意契約  
・金額 三億五千九百十万円  
・相手方 シゲハラ・岩田特

告がされました。

□平成十年度財団法人当別町畜産振興公社の事業報告書並びに決算報告書の提出について  
(原案承認)

□平成十事業年度当別町土地開発公社の決算に関する書類の提出について  
(原案承認)

□平成十一年度当別町一般会計補正予算(第一号)  
介護認定事務費六百万六千円、道路新設改良費七百万円、下水道事業特別会計繰出

金七百九十七万九千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百十六億七千八百五十八万九千円になりました。

□当別町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
介護保険法の施行に伴い、審査判定業務を行う介護認定審査会を設置するに当り、委員の報酬を定めるため、条例の一部を改正しました。

□当別町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について  
介護保険法の施行に伴い、審査判定業務を行う介護認定審査会を設置するに当り、委員の定数等を定めるため、条例を制定しました。

□当別町有牧野設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
財団法人当別町畜産振興公社の解散に伴い、所管財産(土

□平成十年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
石狩当別駅バリアフリー化設備整備事業、(仮称)西当別保育所建設事業、道営担い手育成基盤整備事業、地域振興券交付事業等に係わる繰越額及び財源内訳の報告がされました。

□平成十年度当別町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
当別町公共下水道事業に係わる繰越額及び財源内訳の報告がされました。

□平成十年度当別町水道事業会計予算繰越計算書について  
スウェーデンヒルズ・ウエスト地区水道管布設工事に係わる繰越額及び財源内訳の報

定建設工事共同企業体

□西当別中学校校舎増築工事(機械設備工事)請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

- ・方法 指名競争入札
- ・金額 八千八百二十万円
- ・相手方 池田・大栄建工特

定建設工事共同企業体

□西当別中学校校舎増築工事(電気設備工事)請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

- ・方法 指名競争入札

・金額 五千五百六十五万円

・相手方 大栄・小山田特定建設工事共同企業体

□あいあい公園造成工事(その二)請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

- ・方法 指名競争入札
- ・金額 六千七十九万五千円
- ・相手方 北成建設株式会社

□当別公共下水道西当別一号幹線管渠布設工事第一工区請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

・方法 指名競争入札

・金額 八千六十万円

・相手方 宮永建設株式会社

□当別公共下水道西当別一号幹線管渠布設工事第二工区請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

・方法 指名競争入札

・金額 八千六十万円

・相手方 新昌建設株式会社

□平成十一年度当別町老人保健特別会計補正予算(第一号)

前年度会計の精算による償還金四百四十八万八千円、一般会計繰出金四百五十五万五千円を増額し、歳入歳出予算

総額が二十四億六千二百四十三千円になりました。

□平成十一年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第一号)

公共下水道費一億五千八百六十万円、みどり野下水道費二百十万円を増額し、歳入歳出予算総額が十三億四千三百七十万円になりました。

□平成十一年度当別町水道事業会計補正予算(第一号)

収益的収入において補償金百七十九万八千円を増額し、

同支出において工事請負費三百六十二万八千円、固定資産除却費二百一十二万円を増額。

資本的収入において企業債千五百万円、補償金四百四十五万七千円を増額し、同支出において工事請負費千九百四十七万五千円を増額しました。

□監査委員の選任について

議会議員のうちから選任していた監査委員小武正寿氏が平成十一年四月三十日で任期満了となったので、議会議員竹田和雄氏を選任する提案がされ、原案同意されました。

### 議会人事

石狩西部広域水道企業団

議員に小武正寿議員

平成十一年六月二十八日付けで、竹田和雄議員が石狩西部広域水道企業団議員を辞任したのに伴い、後任に小武正寿議員が第四回定例会において満場一致で選出されました。

### 議会選出監査委員に

竹田和雄 議員



小武正寿監査委員が、四月三十日付けで任期満了となり、その後任に、竹田和雄議員が満場一致の同意を得て選任されました。同議員は当選六回、副議長、議会運営委員長、建設常任委員長等を歴任。 蔵岱在任(六十四歳)

## 第五回臨時会

### 平成十一年八月三日

□平成十一年度当別町一般会計補正予算(第二号)

斉藤二地区排水路災害復旧工事に係る実施設計委託費二百八十五万二千円を増額し、歳入歳出予算総額が百十六億八千四百四十四万一千円になりました。

□町道二十一線道路改良工事請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ、原案可決しました。

・方法 随意契約

・金額 五千六百八十八万九千円

・相手方 藤成工業株式会社

□平成十一年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第二号)

下水道高資本費対策借換による繰上償還として公債費七千九百九十万円を増額し、歳入歳出予算総額が十四億二千三百六十万円になりました。



# 町民のための 介護保険制度を

村上 弘志 議員

## 第4回定例会一般質問

### 新議員三人を含め十議員が

### 優しいまぢづくりに向け

### 活発な論戦を展開



介護保険実施母体は

単独か

問 新聞報道によると、介護認定作業の八割は共同化されているとなっている。本町も既に、新篠津村と要介護認定モデル作業を行っているが、この介護保険実施母体がサービスの平準化や保険料の突出を抑える意味から広域運営が望まれ、国も一定の補助もあり得ることも明らかにしている。本道においては、空知中部広域連合として六町村が実施母体として発足することが、明らかとなっている。本町と要認定モデル作業を進めている新篠津村は、既に要介護認定作業は空知ブロックの月形町、北村と

の一町二村で共同化する旨が新聞報道されている。

私は、介護保険の実施母体の組方により、住民に対するサービスの内容や保険料にも大きな格差が出るのではないのかと、懸念しているが、本町は単独で行おうとしているのか。また、単独と広域とのメリット、デメリットを伺いたい。

はなく、この不満処理、苦情の処理を町ができるようにすべきと思うが町長の考えを伺いたい。

次に、平成十一年度で新ゴールドプランが終了するが、介護保険導入とともに、一点目として地域の介護需要に応じた数値目標を定め、計画的な整備を行うこと、二点目として、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群の三つの施設をバランスよく整備する、三点目として高齢者の保健福祉施策をはじめとする予防活動や介護周辺サービスの充実を含め、高齢者が社会参加するための施策など、今後十年間を目標として策定すべきと考えるが、どうか。

次に、福祉行政に携わっている人たちの待遇等についてだが、現状は大変厳しい環境に置かれて、必ずしも優遇されていない。本町においても在宅の柱になっているホームヘルパーの賃金体系を見るときに、ばらつきがあるように感じている。片手間にホームヘルパーをやるのではなく、心配なく打ち込める環境をつくらなければならぬと思うが、町長の考えを伺いたい。

議会条例制定を三月議会に出し、四月からスタートでは、住民へ周知する時間がないのではないのか。

町長 介護認定審査会は本町単独で設置するよう進めている。また、広域化によるメリットは、審査会委員の人材確保及び事務経費の一部軽減と広域的に審査基準が定まることであると思われる。デメリットとしては、審査会の審査に時間を要すること、地域特性としての個々の介護状態が十分把握できるかの問題があると認識している。

次に、介護認定の苦情処理については、法の規定で町が審査機関を設置して、審査をすることができない。しかし、認定手続、保険料や介護サービスなど、いろいろな相談、苦情が寄せられるものと思われるので、相談窓口体制の充実に努める。

次に、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画についてだが、これらの計画は平成十二年度から十六年度までの五年間の計画であり、具体的な数値を定め、計画的な推進を図るよう策定をしていきたい。また、二点目の施設サービスについては、広域的な計画が必要であるが、本町にお

いても療養型病床群の設置を計画している。しかし、国の参酌基準は六十五歳以上の人口比で三・四%、本町の現状は四・四%と国より高くなっており、施設利用のバランスも検討しながら整備していきたい。三点目の高齢者の福祉施策関係については、第四次総合計画との整合性と、国や道の五カ年計画にあわせた中で、町独自の計画を平成十二年二月までに策定することとしている。

次に、ホームヘルパーの待遇については、給与体系も含め検討をしていきたい。

次に、介護保険条例については、調整交付金や介護報酬単価が十二年二月に国より示されるため、保険料等の条例制定が平成十二年三月議会に提案することとなる。

問 介護保険条例が三月提案される理由ではなく、住民の不安を解消するための周知方法を伺いたい。

町長 本年度九月から計画的に地域説明会や講演会を開催し、理解を深めるよう計画をしている。

平準化に配慮した

冬期間工事の発注を

問 本道の建設業就労者は、



公共工事発注の平準化を

三十五万人で、全就労者の二・五%にのぼっている。このうち季節労働者が十九万八千人を数えている。長引く本道の経済は一向に改善の兆しはなく、四月一日現在総務庁が発表した完全失業率五%、一九五三年以来の最悪の状況となっている。また、本道においてもさらに厳しく、五・一%を超えている。さらに最悪の状況にあるのは季節労働者の実態である。北海道季節労働組合の独自の調査によると、八・五%が就労の機会を失っていることが明白となっている。本町の季節労働者は短期特例一時金五十日分、平均すると男性で二十四万三千元、

女性で十七万六千元となり、これで冬季の三カ月間暮らしている。生活保護の基準より低い実態であり、大変厳しい環境にある。

そこで第一点目は、冬期間労働者や業界を援護する事業の平準化を目的とした平成十年度の増嵩経費を伴った事業があったのか。二点目は、道や国、公団など、本道の中で行われている公共事業等を把握しているのか。三点目は、公共工事発注にあたって、国や道等の発注状況を勘案し、

端境期対策として冬期間を含めた工事の平準化に努める考えはないのか伺いたい。

次に、重層下請に対するチェックについてだが、一点目として、工事施行能力等を把握して発注しているのか。二点目として、元請から下請、孫請という段階における発注者の監督についてどこまで把握しているのか伺いたい。

町長 冬期間の工事で十年度割り増し経費を伴ったものとしては、高岡線道路改良工事をはじめ災害復旧工事等を実施している。また、国や道等の本町における工事や労働状況等の把握は、発注者が多岐にわたっており、調査していない。工事の年間にわたって

の平準化については、景気対策としての早期発注、または端境期対策としてのゼロ国補正、繰越事業等対策を実施してきた。今後もお同一層これらの対策に対応した工事発注に努めていく。

次に、下請の関係については、下請負人選定通知書をとって、下請負の工事の内容、下請負代金の支払方法、下請負人の指名、格付け、そして建設業退職金共済の加入状況などを審査している。

行政として労働条件の

改善を指導すべきでは

問 季節労働者の労働条件については、本道に低賃金であり、退職金共済制度、有給休暇の付与等なかなか守られず厳しい環境にある。労働基準法を遵守する立場から、どう取り組んでいるのか。二点目として、季節労働者の賃金が昨年と同額というのが五七%もあるが、公共事業の積算単価は、毎年改定しているのか。三点目として、建設業も週四十時間制と有給休暇が義務付けされたが、それに伴い工期の積算はどうしているのか伺いたい。

次に、季節労働者の窓口は商工労政観光課が任に当たって

いると思うが、これまで行政として、労働政策にどのようなかわってきたのか。また一般の町民の方々がそういう問題で困った時に、二階奥の商工労政観光課まで相談に行けるだろうか。その位置は本道に適当と考えているのか伺いたい。

町長 労働条件等の関係については、町として町内各事業主、団体等を対象に広く呼びかけ、職場における労働条件の改善、日頃の健康管理や安全な職場づくりについて、啓発することを目的とし、労働講座を毎年実施している。そのような中で職場環境の改善に向けて努めている。

次に、労働行政の公共事業積算単価については、毎年度改定されており、積算においても北海道からの通知を基準として実施している。

次に、行政機関として実施していることは、ハローワークの求人情報の周知や、出稼ぎ労働者手帳の交付と障害保険料の助成を行っている。また、前段で述べた労働講座を開催し、職場環境の改善に向けた啓発、啓蒙にも取り組んでいる。なお、商工労政観光課の位置については、現庁舎の手狭な状態から、新たな相

談窓口を設置することは困難であり、今後の検討課題と考

えている。

### 町財政にみあう

## 社会資本の整備を



堀 梅治 議員

基幹産業は農業という強い認識を

問 私ども共産党は、この春の統一地方選挙で、二人の候補がそれぞれ町民に支えられて、当選を勝ち取ることが出来た。この選挙戦の中で、私どもは政治の原点とは何か、それは政治というのは地方であれ、国であれ、弱きを助けて強きをくじく、これが政治の原点だろうと。それは、私ども共産党の政党理念と一致するものであり、そういう立場で、この選挙を戦ってきた。

私は今回から導入された選挙公報をつぶさに点検した。介護保険、農業の問題、それは盛り沢山に私自身も含めて公報に載せて、町民に公約と

して責任を負うということであるが、当別町の基幹産業を農業とすることについて、疑問の声もあるので町長の考えを伺いたい。と云うのは、昨年もある新人議員の方から、そういう疑問を出され、今回も委員会で疑問の声が出されている。そこで、選挙公報を調べてみたら、農業を基幹産業と載せているのは七人、農業という字句がないのは六人となっていた。今、日本の農業が危機的な状況にあるというような、新農業基本法が国会で議論されている。過日、

農業の危機的状態が、新篠津村でどんな状態になっているかというところが赤旗新聞で大きく報道された。新篠津村では四百戸を切るような農家戸

数になったと報道されているが、妹背牛町でも、それに劣らないそれ以上の離農が進んでいる。日本中の農家が大変な状況の中で、国が農耕民族の精神を忘れて、国の基幹産業として新農業基本法に明記していないところに問題があると思う。少なくとも当別から離農者を出さないよう、基幹産業を農業と位置付けた、当別の百年を超える歴史の教訓を子孫に伝えていこうという、そのときの努力の結果が現在につながっているという立場から、私は伺っているの

で、その点十分踏まえて答弁願いたい。  
次に、第四次の基本計画に照らして、町財政計画をどう考えているのか。これは今六月議会での一般会計の町債が百七十二億円で、当別町の財政が豊富に何でも出来ると云う状況ではないことは、毎回の議会論議の中で明らかである。そこで、何十億という社会資本の急激な増加を求めることになれば、お年寄りや子供たちの命や教育を、犠牲にするようなことになるのではないかと危惧している。社会資本の投下は必要だと思う。道路も狭いよりは広い方がよい。曲がっているより真っ直

ぐの方が良いと思うが、財政の問題があると思う。第四次の基本計画では、社会資本投下は膨大になるが、私は、子供やお年寄り、そしてまた中小企業の暮らし、命にかかわることを犠牲にしない状況をつくりながら、社会資本の投下をしていくべきと考えるが、どのような財政計画を持つているのか伺いたい。

町長 基幹産業の関係については、本町は開拓以来厳しい自然条件を克服し、国民食糧の供給を担う重大な役割を果たす農業を基幹産業として、町の発展を築いた先人の偉業の歴史があり、当別町の基幹産業として位置付けをしてい



揺れる農業行政（当別の基幹産業「農業」）

る。  
次に、財政計画についてだが、今後の総合計画の進行管理に合わせ、社会資本の整備についても、取り巻く環境変化に対応しながら、優先度、緊急度を見極めていきたい。さらに、住民本位の立場に立って、住民福祉の向上を基本に、財政の健全性確保に向け行財政運営に努めていきたい。

問 農業を基幹産業に据えたというのであれば、新農業基本法の中に食糧の自給率だとか、食糧の大事さを明記するよう国に要請すべきではないのか。

町長 新農業基本法に、農業の必要性の明確化、食糧自給率の向上の最優先の目標、価格保証など、安心して生産に取り組むことの出来る条件を明示するよう要望していきたい。

### 乳幼児医療費無料化の

#### 対象年齢拡大を

問 子育ての不安を少しでも解消するために、現在四歳児未満までの医療費無料を拡大すべきである。今後老人の比率が高くなると予想される状況の中で、少子化対策として、小学校に入るまで無料にする

ぐらいの英断をすべきではないのか。担当課長に聞くと、一歳無料にすると八百万円位、二歳で千六百万円だそうだが、どうしてもできない額だとは思えないので、温かい町政を期待しながら答弁を求めたい。

次に、介護保険について先議員がきめ細かな質問をされているので、率直に伺いたい。保険料の払えない人たちはどうするのか。また、保険料を払ったのにふさわしい介護が出来るのか。町民の方々の不安を解消できるような答弁を期待したい。

町長 乳幼児医療費については、五歳まで引き上げると概算で千九百万円程度必要と思われ、財政的にも非常に厳しいものがあるので、今後の検討課題としたい。

次に、介護保険料については、所得に応じ五段階に設定され、所得の低い第一段階で基準額の二分の一となっているが、少しでも負担を少なくするために、保険料や利用料の軽減措置に対する財源措置などを町村会を通じ、国に強く要望しており、今後その努力を続けていく。また介護保険法の介護サービスで平成十二年度に本町が実施できな

いサービスは、新たに導入された痴呆性老人グループホームだが、それらの整備に向けて今後も努力していく。いざ入に当たっては、住民に不安のないように最大限の対応をしていく。

問 乳幼児医療費を少子化対策として、せめて一歳ぐらい一千万円をどうにかできないのは理解できない。七十億か、八十億の基準財政需要額の中から、一千万円を生み出す努力ができないのか。子育てに一生懸命な方々に対する思いやり予算として、前向きの答弁を願いたい。

次に、介護保険についてだが、共産党では、介護保険制度を受け入れる体制になっているのか、全国的な調査をすべきだと。町村の意向を十分に踏まえて、延期や保険料徴収の一時延期などを云うべきだと緊急提案している。当別がそれに該当しないという自信があるのなら別だが、国や道に対して言うべきことは言うべきである。

町長 少子化対策は医療をはじめ、保育、教育、就労、住環境など、幅広い分野で総合的施策に基づき行われることになる。医療費の助成は必要

と思われるが、道や他市町村の状況を把握しながら検討していく。

次に、介護保険については、議員発議のとおり、国や道に對し地域の実情を訴え、強く財政的支援など要請していく。

問 若い人たちが子育てに苦勞をしている。わずか一千万円を当別町が出せない。私は納得できない。誠意ある答弁がなければ、引き続き次の議会でも答弁を求めていく。

町長 助成は必要と判断しているが、道や他市町村の状況などを把握しながら、検討をしていく。

#### 西当別小学校に

##### 早急にプールを

問 西当別小学校は、生徒の増加も著しく町の教育行政のウェイトも大きくなっているのにプールがない。将来の当別町を担う子供たちが、子供心に自分の学校にプールがない。どんなに寂しいかは、私自身もわかる。今、西当別小学校の子供たちが、自分の学校にプールがないことを、どう受け止めているかを思うと胸が痛む。どうか、町長の誠意ある答弁を求めたい。

次に、商工振興についてだ

が、町の中で依然として商工業の不振は続いているし、商工会に聞いても、産業常任委員会で何か良い考えがないかと云われても、なかなか良い案が出てこない。どうにもならないというぐらい大変な問題である。活性化をしなければならぬという意欲を町長は持っていると思うので、展望を切り開くための努力の方向をどうしようとしているのか、伺いたい。

最後に、森林組合の問題等につて、私も党の考え方を申し上げたい。

三月議会にも申し上げ、その後、役員構成もされたが、本当に負債をきちつと整理していけるような役員体制かについては、非常に疑問に思っている。私は少なくとも森林組合員が組合を必要とするような、再建をしていかなければならない。それが、三月定例会での陳情書を趣旨採択した精神だと押さえている。私どもの党はそのために全力を挙げたいと考えている。それと同時に幸町の区画整理の問題では、住民の望まない区画整理事業はすべきではないという考え方は、前議会の考え方と同じであることも併せて述べておく。

教育長 西当別小学校のプール建設については、議員発議の趣旨を十分踏まえ、教育委員会で文教施設の優先度及び緊急性などについて、協議をした中で検討していきたい。

町長 町内における商業の活性化に当たっては、消費者に喜ばれる魅力ある商店街づくり等、多くの課題を抱えているが、本年度は活性化を図る一手法として、愛称整備事業に取り組み、より楽しく買い物出来る商店街づくりに努める。さらには、発想の転換が必要であることから、その具体策を模索中であるが、まだ明るい案が見出せないのが現状である。今後とも議会、商工会との協議を重ね、新たな展望が開かれるよう努めていく。

問 西当別小学校のプールについて、検討課題にしたいということだが、もつと前向きの答弁ができないのか。

町長 教育長が答弁した気持ちと同じであり、教育委員会の意向を大事にしながら進めていきたい。

問 文教厚生常任委員会と教育委員会の懇談会の中で、「教育委員会は予算を計上しなさい」と云ってあげたが、どうも計上していないのでこうい

う答弁になったのではないか。再度、教育長から答弁願いたい。  
教育長 先ほども答弁した

# 将来に安心感を与える 社会保障制度の構築を

林 義夫 議員



が、教育委員会で施設の優先度並びに緊急性などについて協議した中で検討をしていきたい。

おり施行されることと認識されている。その議論は置くとして、本介護保険法が高齢少子社会の中で、高齢化率の進展と、将来の人口減による、社会の支持基盤である若年生産人口の低減化をも予測しながら、将来にわたって地域社会のよりよき社会保障制度の構築をしなければならぬと考えられる。

介護保険法施行に向けて  
体制は整ったのか  
問 介護保険は、十カ月後の平成十二年四月に施行日を迎えるが、今なお延期論や再考論を含め、論議されている。しかし、国政として、九分ど

介護保険の本旨は、多年大家族制度の中で、主に女性に大きな犠牲を強いられて行われてきた介護が、家族介護から、社会的介護に人口構造や社会構造、また長寿化の中の疾病構造の変化、云うなれば社会的ニーズの変化にあわせて求めようとするものであって、その基本は地域社会の高齢者への相互扶助と高齢者の自立の老後づくりであって、具体的には痴呆と寝たきり防止に尽きる。  
今議会で、町は三千百八十一円と保険料の試算をしたが、町長は、当別町介護保険

株式会社社長の立場として、株主である町民にサービスとして応える義務がある。そこで、各論として保険料の設定の根拠と、それに見合ったサービスを持つているかという認識や、試算に誤りがないか伺いたいのである。

私ども数年にわたり主張してきた在宅サービスの意義について、試算によりいかに施設サービスの保険報酬負担が高額で、反面在宅サービスの重要性を認識したかと思う。施設入所一人は、一カ月当りで在宅サービスの四人ないし八人に相当する保険給付を必要とする。要支援と要介護の軽重度による料金にいかに格差があるかを考えるとき、施設より在宅、在宅でも要支援より自立、そして、自助のための疾病の予防、健康づくりの意味合いに思い当るべきである。町の試算で問題なのは療養型病床群である。札幌圏では二千床の枠を既に超え、申請は二千床から六千床と聞いている。当別町では、約十二床が予定と聞いているが、試算で五十一床とした基本は何か伺いたい。この五十一床の基礎数値が動くとも保険料は安く設定でき、町民の負担を軽減できるのである。また施

設サービスのうち痴呆型介護施設の介護療養費の算定は、一件当り月額幾らと算定し、その施設がどこに存在し、介護保険の対象施設としての要件と認定に至る過程をとっていくのか。またその基準と算定に入れた根拠を伺いたい。

次に、介護認定については、直接の対象となる町民、高齢者に公正で普遍的で、かつ透明性が求められることは云うまでもない。そのためにも、町民から公募した苦情処理委員会などを設置し、地域で苦情処理をする窓口をつくるべきではないのか。また町が介護保険を単独実施にしたのは、自ら選択したのか、やむを得ず消極的に選択したのか伺いたい。このことは一面町独自の良い介護保険体制をつくる良いチャンスと考えるがいかがか。

次に、総合福祉センターを十二億円の巨費を投じて作ることに、役場の第二庁舎を建設するとの勘ぐりもある。先の議員の議論を聞くと、一千万円で乳幼児医療費の無料化年齢を引き上げることができるといふのに、町長はそのことに消極的である。私はもはや福祉センターは時代遅れ、真に町民のニーズに

るものではないと考えるがどうか。  
町長 療養型病床群の推計については、昨年の実態調査で札幌市などの療養型病床群に入院している方が四十九人おりました。今後本町の療養機関において、療養型病床群への転換計画があること、特別養護老人ホームの待機者が介護保険適用の療養型病床群への入院が見込まれることなどから、対象者を五十一人と推計したものである。  
次に、介護認定については、公正、公平に行われなければならないのは当然のことであると考えている。本町としては介護認定審査委員を六人とし、医師をはじめ保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会の設置を図っていきたい。また、施設サービスと在宅サービスのバランスについては、保険料の試算では約四対六とし、国が参酌基準で示す約三対七からすると割合が高く、このことが保険料の高い原因ともなっている。保険料負担の問題もあることから、在宅サービスの基盤整備にさらに努力をしていく。  
次に、本町が単独で運営するに至った経緯については、昨年、新篠津村とモデル事業



を実施したが、介護認定審査会の共同設置については、人口規模、介護保険料に大きな格差が生じること、実態調査等により、新篠津村の住民が本町の医療、福祉施設の利用が少ないなどにより、介護保険運営や、介護保険認定審査会の共同運営は難しいため、単独で運営をしようとしている。なお、人口割合からして経費の軽減は余り期待できないし、審査に当たっての所要時間を要すると思われる。

次に、(仮称)総合保健福祉センターについては、三月議会において議決を頂き、十月には工事の着手が出来るよう取り進めている。また総合福祉センターは福祉向上に大きな役割を果たすものと思っておりますし、住民にも理解をいただいているものと信じている。

問 痴呆型収容施設について答弁漏れではないのか。  
九九年は国際高齢者年であり、国連原則に五つうたわれている。このことに心して介護保険を組立てるべきと考えらるかどうか。

町長 痴呆性老人グループホームの算出については、平成十二年度で四人の推計をしているが、これは在宅での介

護を、必要としているものである。また、平成十二年度に本町で実施できないのは痴呆性老人グループホームのみであり、これら整備にあたっても設置に向け努力していく。

次に、国際高齢者年については、ご提唱の趣旨を十分くみ取り、さらに行政に生かして高齢者の福祉向上を図っていく。

問 手取り足取りの老人介護も必要であるが、高齢化が進む中で、お年寄りの自立をどのように支援していくのかという各論の開発を、ぜひ急いでいただきたい。すなわち健康づくりである。

町長 貴重なご意見として受け止める。

町有財産の効率的運営を

問 町有財産のうち、廃校の小中学校の利用、あるいは空き家の見られる町営住宅の利用等について、町民に情報を提供し、その活用を図るべきではないのか。

次に、職員の公用車事故についてだが、職員が事故責任にどのような認識を持ち、あるいは反省意識を持っているのか。また、その顛末は委員会等に報告されているのか伺

いたい。

次に、札幌大橋当別側の冬期間の滑り止め、風雪防御柵等の対策はとれないのか。

次に、地方分権についてだが、町の主人公は町民であるという認識に立って、住民自治ということを考えるチャンスではないか。そのためには町が独占してきた多くの情報を公開すべきである。地方分権が町民主人公であるという認識に立って考えていただきたい。

町長 町有財産の活用についてだが、普通財産の施設に利用希望がある場合、施設の現況を踏まえ、現状のままでの利用を前提として、地域の活

性化、公益性等を勘案し、地域の意向を踏まえ、目的がふさわしいもの、可能なものについては利活用を検討していく。また、町営住宅についても、住宅を必要とする方への確かな住宅供給のため、今後さらに効率的な利用運営を図っていききたい。

次に、交通事故の状況報告については、重要なものについては、詳細な内容を報告しなければならぬと考えている。また、事故の当事者である職員に対しては、必要があれば賞罰委員会の意見を求める等、適切な対応をしている。

次に、国道三三七号札幌大橋付近の冬期間の交通安全対策については、管理者である札幌開発建設部に対し、交通安全対策として、防雪柵の設置とすべりどめのためのロードヒーティングの施工を要請していく。

次に、地方分権については、行政情報をできるだけ公開することにより、行政運営の透明性の確保と、町民の知る権利を保障し、町政に対する町民の理解を深め、そのことが住民参加につながるものと考えており、住民参加は時代の求めるものであると受け止め

ている。

こころの教育のあり方について

問 国旗、国歌の制定が議論を呼んでいるが、教育長の立場で、今後の教育上どのような対策、あるいは考えで教育理念を進めていくのか伺いたい。また、学級崩壊、学年崩壊と云われる「きれる子」それから「むかつく子」の多い教育現場でのいろいろな混乱の対策はどのように考えているのか伺いたい。

最後に、スウェーデンヒルズの開発についてだが、豊かな自然に満たされた山林は、情操教育上とても得がたいよい財産だと思うが、スウェーデンヒルズの森林がほとんど伐採されて、開発行為が進んでいる。開発はしかたないが、町のあり方として、当別の持つ自然、その恵みを後世に残すべきである。一本の木を切ったら一本植えようという運動を繰り広げ、後世に自然の豊かさを伝えるべきではないのか。

教育長 国旗、国歌については、道教委から通達がきており、校長会、あるいは教頭会を通じて適切に行われるよう指導している。



活用が望まれる廃校 (旧金沢小学校)

次に、こころの教育の重要性については痛感しており、家庭、学校、地域社会がそれぞれ立場で役割を果たす努力をするとともに、各学校で

は生活体験、自然体験等を含め、学習の成果を幅広く生かした心の教育の実践に向けた指導等を進めていく。  
町長 スウェーデンヒルズの

開発行為については、事業完了後、森林または緑地保全に関する協定に基づき、公園、街路や周辺の緑化、植栽がなされる計画となっている。

### 障害者に優しい

### 公共施設を



桐井 信征 議員

太美地区に

金融機関の誘致を

問 私は当別町の住民の方々に、よりよい生活環境を与えることが議員にさせていた最大の仕事ととらえている。先日、住民の方々から金融機関が、太美地区になく大変不便であると話を聞いた。時代が進むにつれ、金融システムが発達し、非常に便利な時代となり、多くの方がATMを利用する時代になった。しかし、太美地区には、JA北石狩農協と郵便局の二カ所だけで、土曜日十四時までの利用しかできない。町として人口増と太美地区の利便性の

向上を図るため、金融機関の誘致の働きをかけるべきではないのか。

町長 太美地区での金融機関の必要性は理解でき、町内で営業している金融機関が太美地区への支店等の進出ができるかについて、今後も情報を収集していく。

問 情報を集めるとは、何を集めるのか。今、太美地区の人口は増え、さらに共稼ぎという方が非常に多く、土日、祭日等に利用するため、あいの里方面へ出かけ、買物もすませる方もいる。このことは太美地区の商店街の購買力の低下にもつながっているので

はないのか。ATMの設置だけでなく、働きかけすべきではないのか。  
町長 町内の金融機関に対して、太美地区への支店等の進出が可能か、さらにATMのみの導入だけでもできないのかという観点に立って、情報収集に努めていく。

車椅子が使用できるよう

公共施設の改善を

問 当別町はノーマライゼーションの考えに基づき、福祉に力をいれていることは町民の知るところであり、大変素晴らしいことである。しかし、車椅子を利用している方の話を聞くと、「公共施設では、自力で施設に入ることができない」と云っていた。特に、役場や公民館などは自力で用事を済ますことが出来ない。どこの市町村においても、スロープをつけるなど最善の措置を行っている。公共施設は、すべての町民が利用しやすい施設でなければならぬと考えている。町として役場庁舎



バリアフリー化が望まれる役場庁舎

にスロープをつけるのか、トイレも車椅子で使用できるのか、二階へのリフトをつけるとか、障害者に優しい施設に改造する考えはないのか伺いたい。また、公共施設の案内板の増設、記念碑、記念館の案内板を分かり易いものにする考えはないのか、町長の考えを伺いたい。

次に、当別町の基幹産業である農業は、関係者の皆様の努力により、花きの生産高では全道一の出荷を誇るようになってきている。この農業を目指す後継の若い研修生に対し、何らかの助成制度があってもおかしくないと思うし、町として何らかの助成を設け

るべきではないのか。研修期間中研修生においては、収入がなく、生活に大変苦労している方もいる。農業立国当別町として、また、花き全道一の当別町として、当別町を知らしめるためにも、研修期間中研修費の助成等を検討すべきと思うが、町長の考えを伺いたい。

町長 役場庁舎は昭和四十五年、公民館は昭和三十八年の建設で、障害者に利用しやすい対応にはなっていない。役場庁舎については、スペース面等総合的な検討が必要であり、庁内に検討委員会を設置し、検討していく。また公民館をはじめ、各種公共施設についても、スロープやトイレなど、対応できる施設から順次整備していく。

次に、公共施設等の案内板増設については、議員発議の趣旨を踏まえ、町民の利便性を重視し進めていく。

次に、農業研修生に対する助成については、北海道及びJA、市町村が会員となり、北海道担い手育成センターが実施している。町独自の助成については、研修生の受け入れ先がなかなかないのが実態であり、受け入れ農家の実態など総合的な見地で検討をし

たいと考えている。

### 安心して暮らせるために

#### 交通安全対策を

**問** みどりの団地から町道金沢線につながる農免道路が完成したが、金沢線とのT字路の交差点が金沢橋のたもとのため、車高の低い車は橋の欄干で非常に見づらくなっている。このような危険な状況のため車両事故も何件と起きています。大きな事故を引き起こさないためにも、信号機を取り付けるべきではないのか。

**答** 次に、町道の未舗装道路の今後の整備計画についてだが、多くの住民が比較的に利用される道路であっても、未舗装道路が多い状況である。現在太美神社通線の改良工事が行われており、地域住民は大変喜んでいますが、それに接続するJR線沿いに未舗装道路がある。周りの道路が整備されていく中、地域住民は早く道路整備がされるのを待ち望んでいる。この道路は、利用も多く町内会としても毎年要望書を提出しており、早急に整備すべきと考えているが、町長の考えを伺いたい。

**町長** 町道金沢線と町道茂平沢南北線とのT字交差点の信号機設置については、平成九

年から札幌北警察署長に要望書を提出している。T字交差点については優先、非優先道路の関係が明確なため難しさもあると聞いているが、設置に向け今後も引き続き要望を続けていく。

**問** 次に、町道南町西三丁目線の整備計画については、太美神社線整備が優先するので、その後、整備計画を検討していく。

**答** T字路で、優先、非優先というものが確かに生じると思うが、金沢橋という障害物が絡んでいる。事故も起きており、その点を強調して要望願いたい。

**問** それと、いつも聞いている答弁の中で「今後検討する」また、「前向きに検討していく」とよく聞くが、前向き、前向きといくと、地球の半分を超えると、今度は後ろ向きになる可能性もある。私たちが歩くその目線で足元を見るような、そういうような目線の前向きという言葉を発言していただきたい。

**町長** 信号機を設置要望カ所も非常に多いこともあり、なかなか実現していない現状であるが、できるだけ早く実現できるようにさらに努力していく。

## 住民による住民のための 地方自治を

木屋路喜一郎 議員



急がれる

### 情報公開の制定

**問** 情報公開の基本理念は、国民の知る権利の最大の保障であって、憲法が保障する基本的権利として何人も政治を知り、これを理解するための当然の権利として要求し、地方公共団体にあっては住民自治を育成し、情報交換によって自治意識を高めようとするものである。この情報公開には、多くのメリットが見られ住民が町政の実態を知る機会

が与えられる。今町ではどんな計画を持っているか、いわゆる自治意識批判する眼が育てられ、地方自治の発展のため大きなプラスになるものとして信じている。反面、職員にとっては自分が作成した公文書が公開され、執務の正確さ、緊張感をもたらすことになる。

民主政治は、批判の中から成長するものと云われ、批判のない民主政治は活性化を失って腐敗することは、古今東西の歴史が教えているところであり、二十一世紀に向かう地方自治の発展のため、町民の知る権利に応じるよう行政側は積極的に、持っている情報を公開する姿勢こそ重要なことである。地方自治は、住民の住民による住民のための政治である。住民は政治の主人公であり、住民がいつでも欲する情報を提供できるようにオープンにすることがガラス張り政治であり、住民にとって行政参加の道ではないかと思うが、町長の見解を伺いたい。

**町長** 情報公開については、平成十二年度中の制度化に向けて取り組んでおり、議員発議の内容等も参考としながら取り進めていく。

### 町独自の魅力を出せる

#### マスタープランを

**問** 平成四年の都市計画法の改正で、都市計画マスタープランは、これまでの中央官僚主導型計画づくりから、住民のまちづくりに変わったが、本町におけるマスタープランづくりはどうかしているか伺いたい。本町には先人が残した独自の文化や歴史、町独自の魅力ある財産を持っている。具体的なマスタープランのもとで美しい町なみ、快適な都市景観づくりに取り組んでもらいたい。

**答** 次に、北栄通整備事業については、地権者等と十分協議検討し、さらに一層理解を得るよう協議することを望んでいる。また、パンケチューベシナイ川は、毎年町民の方々によって綺麗に清掃され、今日では町の中心的河川になっているが、「阿蘇公園まで通行困難なのが残念だ」という話も聞いている。これについては、どう考えているのか伺いたい。この事業は、小学校、寺院の前で多くの児童、年配者等が利用するので、多くの住民より交通安全に懸念される声が聞かれるが、冬期間を通して、安全体制にどのよう



交通安全に配慮した北栄通整備を

町長 都市計画マスタープラン景観づくりについては、全体構想及び地域別構想といった中で都市景観の保全等も位置付けて行きたいと考えている。

次に、北栄通整備事業については、施工地区の特色を持たせた街路形成を達成できるように、住民の方々と協議、検討を重ね、理解と協力をいただきながら、取り進めていく。また、中央通と北栄通の交点から阿蘇公園へ至る町道の整備については、本路線により当別の歴史をほうふつさせる阿蘇公園、伊達記念館、当別神社などへアクセスする路線でもあり、今後検討課題

とさせていただきます。

次に、冬期間を通しての交通安全については、議員指摘のように、小学校、寺院を通過する路線であり、交通安全対策については万全を期していく必要がある中で、事業の中で最善の努力をしていく。

材木沢一号線改良は

三三七号まで延長を

問 材木沢一号線改良工事が着手され、順調に促進されていることは誠に喜ばしいがその先はどうなるのか。国道三三七号までの道路については、企業誘致に際し「三三七号線まで道路改良計画になっているので、道路幅用地を確保されるよう」主張されたとも聞いている。この道路は、町の公共施設にも通じ、石狩西部方面から金沢、北海道医療大学、中小屋方面に達する道路であり、北栄通の交差点においても、道路標識には、石狩方面・金沢方面と書かれている。利用者も数多く、分

かり易い道路でもあり、地域住民も強く要望している中で、三三七号線まで道路改良工事をするよう強く望むもので、町長の見解を伺いたい。  
町長 国道三三七号までの新設区間を取り込んでの事業に

については、北海道とも協議をしたが、この地区には、国道三三七号、道々望来当別線が接近しており、交通網的に、

また、地域にもたらす経済効果も少ないなどの指摘を受けた経過がある。町としても地域との過去の経過を踏まえな

がら、今後も全体的な道路網を勘案し、新設路線としての検討をしていきたいと考えている。

子供たちの

健やかな成長を願って



山田 明美 議員

遣伝子組み換え食品を

給食で排除しているのか

問 一九九七年十一月遣伝子組み換え食品に関する陳情書が、生活クラブ生協から議会に提出され、九八年三月に採

いる。当別町の学校給食センターにおいても、陳情書の採択を受けて、どのような対応をしたのか伺いたい。

元野菜を食べることは、何よりも子供たちに郷土愛を育てるものであり、地域産業が自分たちの暮らしに貢献していることを、食をもって実感することが農業の理解を深め、後継者育成への一助となり得るはずである。学校給食での地場農産物の取り組みについては、今年度から米が三回で約六百六十キロ、昨年の地場野菜の利用は、ジャガイモ千百三十四キロ、人参五百三十一キロ、カボチャ百九キロ、キュウリ百八十七キロ等となっている。本町は、米の生産量全道十位前後、野菜については五十位以内に入っているものも多く、本当に豊かな、地場農産物に恵まれている。これだけの地場農産物があるのに、この程度の取り組みでは、児童の親たちも納得のいかない数字ではないのか。学校給食に、もっと積極的に取り入れるべきと考えるが、米の取り組み回数を増やすことや、地場農産物の利用率の向上についての考えを伺

択されている。本来そのもの存在しない遣伝子を組み込ませた植物の性質は、まだまだ未知な部分があり、人体に与える危険性が予測できないと云われ、ヨーロッパでは輸入禁止の措置を取っている国もある。現在、学校給食において、隣の石狩市や北広島市では、豆腐や納豆を中国産大豆や道産大豆へ、菜種油や大豆油をベニバナ油に変更して

次に、近年農産物の自由化が進み、輸入農産物が簡単に手に入り、それに伴うように食糧自給率の低下など、農業に係わる多くの問題が山積している。地場農産物はビタミン含有量の低下時間が短くて済み、より新鮮なものが食べられ、遠くの産地からでは、当地までの輸送に多くのエネルギーを使い、二酸化炭素の排出を抑制するという現代に課された課題にも反する。太陽の恵みをいっぱい受けた地

がら、今後も全体的な道路網を勘案し、新設路線としての検討をしていきたいと考えている。

いたい。

また、このことについて、農業を担当する農林課との連携はどうなっているのか伺いたい。

**教育長** 給食センターで使用する加工食品で、豆腐等は北米産の有機大豆を、味噌については、中国と信州産の大豆を原材料としたもの、サラダ油については、国産の米を原材料としたものを使用している。今後も遺伝子組み換え食品に関する情報をもとに、安全と思われる食材の使用に努めていく。

次に、地場農産物の利用についてだが、平成十二年度より給食米の補助がなくなるので、地域農業振興と米消費拡大の視点に立って、来年度から地場産米の導入に向け町側と検討していく。また、地場野菜については、一度に大量に消費される給食用食材は、必要な数量が安定的に供給されなければならない。そのためには組織づくりが必要であり、町側においては無農薬栽培を目的とした、農業者の組織化を進めていくことも把握している。それらの野菜等も取り入れるよう検討していく。

### 道民の森民活事業に 代わる地域振興策は

問 一九九八年四月十七日に

道民の森ゴルフ場、スキー場が「時のアセス」の対象事業として再評価の結果、当別ダム上流に位置する施設としてそぐわないと道が判断し、中止となった。その後、道は九年一月十四日に民活事業に代わる地域振興策案を提示してきた。それに対し、町は三月三十一日青山中央地区に、環境の村学習施設、ふくろう館、天文台などの建設、道民の森における地元森林組合の育成と雇用の促進、さらに、国道二七五号線沿いに「道の駅」の建設等の支援などを盛り込んだ要望を出している。この要望書は、どのような経緯を経て検討され、道との話し合いの状況はどうか。また、要望書を取りまとめるに当って、町民に対して情報をどのように公開してきたのか伺いたい。

次に、町有牧野の道への売却面積はどの程度と考えているのか。また、一月に道より地域振興策案が提示されて半年も経っているが、なぜこんなに時間が掛かるのか。いつごろ決定するのか。さらに、町有牧野での環境ホルモンの

影響が考えられる農薬や肥料の使用状況を伺いたい。

次に、青山中央地区の環境の村建設計画についてだが、飲料水を供給する当別ダムに隣接した施設であることを踏まえ、できるだけ既存の施設である森林学習センターや、宿泊施設、青山中央小中学校を活用することが、ダム湖に對して、負荷を与えない方法と考えるが、町長の考えを伺いたい。

**町長** 要望書については、庁舎内職員からのアイディアと、議員の皆様と協議した中から取りまとめをした振興策を道知事に対し、町と議会の連名により提出した。各項目に係わる実施については、道において実施するもの、町において実施する事業に対する支援など、今後担当窓口となる課同士の協議が進められることになるかと考えている。また町民への公開については、正式な事業計画、実施見通しが立っていない現段階としての公開は、時期尚早と考えているが、今後機会をとらえ公開に向け検討をしていく。

かにできない。また、町有牧野の農薬等については、農薬の使用はないが、肥料として本年度百二ヘクタールに三万五千七百キロ、ヘクタール当り三百五十キロを計画している。

次に、環境の村の件については、道の検討会では、省資源、省エネルギーを考慮し、維持管理費の削減ができるようなシステムの導入、また、汚水処理施設については、汚水を河川に流入させない方式を導入すること、さらに、場所の選定については、環境に配慮し、道が責任を持って選定するなど、基本的考え方が述べられていると聞いている



青山中央小中学校校舎の今後の利用計画は

ので、理解願いたい。  
**問** 環境の村が、ダム湖上流に位置する施設ということを踏まえて町は要望したのか。  
**町長** 環境に配慮した施設として、道に要望していきたいと考えている。

### まちづくりは 情報公開から

**問** 最近まちづくりにおける市民参加が、当り前のよう云われているが、決定してからの報告では、行政のまちづくりになっってしまう。

現在市民が、町政を知る機会として、町広報誌、議会広報、議会傍聴、町政懇話会などがあるが、これだけでは情報不足で、町政に関心を高めるには余りにも機会が少ないという声が多く聞こえる。市民の参加を促すためにも、情報公開条例の制定が有効といわれることはもう周知の事実である。情報公開制度は市民にとつて使いやすいものであること、すなわち、市民参加をもって策定段階から透明性の増すものでなければならぬ。ぜひ新たな委員会を設置し、市民が参加できる公募枠を設けるべきである。

男女共同参画社会において、女性の役割を高めること

は不可欠と考えるがどうか。また、新たに設置する情報公開系の委員会は事前に公募し、市民に公開すべきと考え、町長の考えを伺いたい。町長 情報公開制度の検討過程の中で、町民の皆様から意

## 介護保険と 2000年問題の対応は

後藤 正洋 議員



介護認定審査会の

認定基準は

問 介護保険制度における介護認定審査会の役割は、大変重要で判定の公平性が、制度そのものの善し悪しを決定す

見をいただく懇談会的なもの  
を設け、諮問をしていく。この委員の選任に当っては、公募制も視野に入れ、女性の参加についても十分配慮していく。また、懇話会的なものについても、公開していくこと

が当然のことと受け止めていく。なお、制度が確立されるまでの期間についても、行政執行上や、意思決定などの段階等で、積極的に町民の皆様  
に情報の提供等をしていく。

ると云っても過言ではない。この制度の中で、認定されなかった場合には六カ月後に再度判定される場合もあるが、もし最初の判定に不服がある場合、道に申し立てをする  
ことができるとなっている。この場合の処理日数はどの程度と考えているのか。また、本人や家族に不認定の理由書が渡されるのか。さらに認定された場合でも六カ月ごとに見直されることとなっているが、何をもとに見直されるのか。特に認定の区分で、要支援と要介護度一との違いは何か伺いたい。

次に、家族介護についてだが、家族がこの制度を使ってお年寄りを介護したいという場合も多いと思う。国は家族介護について、訪問サービスに現金給を認めるかどうかを含めて協議を続けているが、何よりも父や母に出来る限りのことをしてあげたい、そう

度と考えているのか。また、高額介護サービス費が支給されるのはどのような場合なのか、さらに利用料はケアプランを作成せずに受けた場合、払い戻されるまでの程度の日数が必要なのか伺いたい。次に、サービスの内容についてだが、これまで町独自の在宅サービスで、この制度後利用者負担の増加になるものはないのか。たとえば、入浴サービス、用具の購入費等は  
どう対応するか伺いたい。また用具の購入費の支給、住宅改修費の支給はどのような基準となっているのか。さらに新制度では町独自のサービスを特別給付として実施することとなっているが、どのような方法で老人や介護者の意見を聞いて、サービスの向上を図ろうとするのか伺いたい。

町長 認定の基準についてだが、要支援は日常生活の能力は基本的にあり、要介護一は日常生活の能力に不安定さが見られ、生活の一部について介護が必要なことである。次に、認定に対する不服申し立ての処理日数については、行政事件訴訟法の規定から九十日以内と考えている。また、本人等に行政不服審査法の規定に基づき理由を記入して書面で行われることになっていく。要介護認定等に有効期間が定められることから、満了日までに要介護更新認定の手続きをすることとなり、この手続きは新規認定と同様の調査審査判定等を行うことになる。

次に、家族介護についてだが、国の方針がまだ出ていないので、今後十分な検討をしていく。次に、ケアプランの作成に当っては、本人や家族の希望を取り入れて作成するもの  
であり、希望により変更することができ。また、この内容については、支給限度の範囲内であれば問わないことになっており、希望により、在宅や施設サービス等を含め一定の範囲内でサービスを選ぶことになる。

いてだが、訪問入浴サービスは月二回無料で実施しているが、介護保険が導入されると一割負担となる。なお、これらの介護報酬単価については、平成十二年二月に国が基準額を示すこととなっている。

次に、用具購入費、住宅改修費については、介護認定を受けた方が、サービス限度額の範囲内において保険給付を受けることができ、基準額は平成十二年二月に示される。

次に、特別給付サービスの対象となるのは、給食サービス、除雪サービス、歯科訪問サービス等があるが、保険給付の対象とすると、保険料が高くなるので、当分の間、町独自事業として継続していく。このことから、保険料の試算には、算入していない。なお、新たな事業展開については、保険料負担等の関係もあることから、高齢者や介護者の意見を聞きながらサービスの向上に努めていく。

問 支給限度額、あるいは平均利用額でみると、要支援で六万円、要介護一で十七万円と大きな開きがある。制度を悪用するような人は出ないと思うが、認定審査会が公平に運営することを求められ

ており、公平性を常に図る努力をしていただきたい。また、苦情処理についても、道に出すよりも、審査した地元に出すほうが情報も多く、適正に対応が出来るのではないかと考えるが町長の考えを伺いたい。

次に、家族介護についてだが、基本的には、介護保険そのものが家族の介護力の低下を社会全体で支えていくという制度だと思っているので、介護保険で認めるべきだと思っている。町の現状を踏まえて、国に対して要望すべきではないのか。

ケアプランを把握する機能がないが、この制度を長く続けていくためにも、ケアマネージャーの連携を図れる機関とか、会議的なものの設置を検討すべきではないのか。

町長 介護認定審査会の公平問題は大切なことであり、難しさが伴うものと考えているが、十分配慮して公平性の確保に努めていく。

次に、道に設置される介護保険審査会は、市町村代表、被保険者代表、公益代表の委員構成であり、十分な審査がされると思っている。地域の実情を十分にくみ取り、迅速に適正に行われるよう要請し

ていく。

次に、家族介護については、介護保険に導入されるよう町会などを通じ、国に要望していく。

次に、ケアマネージャーの連携は必要と思っており、お互いの協力がなければサービス供給体制も取れないことも考えられる。また、苦情処理に対応するためにも十分な連携を図るため、連絡協議会をす

#### 西暦二千年問題(Y2K)

##### の対応は万全か

問 コンピューター誤作動、いわゆるY2K問題が最近になって具体的に報道され、町



役場庁舎内のコンピューターは万全か

民の中にも安心感が広がってきていると思う。そこで庁舎内のシステム、町民税、住民台帳、国民年金、児童手当等のシステムについて、修正作業、模擬テスト、危機管理計画策定のどの段階まで達成されたのか伺いたい。

次に、住民の生活を守るべき自治体としては、地域に対しても可能な限り問題を提起し、その対応等について住民とともに対応して、不安心理を一つ一つ払拭していく努力が必要だと思うが、町内において想定される問題はないのか。特に、報道されている医療分野について、町が何らかの方法で安全性の確認をし、町民に周知すべきではないのか。

次に、国が示している危機管理計画の内容はどういうもので、町はどう対応したのか伺いたい。

次に、発生が予想される来年の元旦に、町はどういう体制、対応をされるのか伺いたい。

次に、商工業者に対する支援についてだが、国は税制面や資金の貸付等、各種の助成制度の普及に努め、可能な限り支援を講じるとしているが、町内の商工業者で対象に

なるような企業はないのか。そして今後どのような働きかけをして行くのか伺いたい。

最後に、国が示すレベル1、レベル2つまり防災計画によらない庁舎内の危機管理の体制はどうなっているのか伺いたい。また、各システムのデータや電源のバックアップ体制ができていないのか、さらにこのような状況が起きた際の代替え作業の手順はどうなっているのか伺いたい。

町長 行政分野での対応状況については、電算処理検討委員会が平成九年度から検討作業に入っており、本年八月をめぐりに修正作業を完了する予定になっている。模擬テストについては、一部練習機を配備し試行している段階である。

次に、電気、通信、水道、公共交通機関等については、各事業者が早くから対応しており、さらに信頼度を高める対応も継続的に随時行っていると伺っている。医療機関の安全性についても確認していきたいと考えている。

次に、年末年始の対応については、十二月三十一日から一月一日にかけて監視を実施する。

次に、商工業者への支援制

度等については、町内の対象を商工会で調査しているが、さらに、低金利融資制度や、税制措置などの支援策については、関係機関と連携を取り情報を提供していく。また、中小企業事業団や、中小企業

地域情報センターでは、相談窓口が設置されているので、いずれも合わせて広報誌で情報提供していく。

次に、平素の危機管理についてだが、電算データは記憶媒体に保存しており、不測の

事態が発生しても復元が可能と考えている。また、停電が発生しても、電源が確保できる装置が内蔵されており、データ自体を保護するプログラムを組んでいるので、業務上は問題は生じないと考えて

いる。

また、今後新たな問題、不測事態が発生することも想定されるので、関係する機関等と連携を密にし、迅速、円滑に対応できるよう万全を尽くしていく。

## 活気あるまちを目指して

### 企業の育成を



白木 和廣 議員

#### 企業の育成と

##### 雇用の確保について

問 当別町の基幹産業は農業であると云うことは周知のことと思う。しかし、新興住宅地における人口増加が著しく、それに伴った就業場所の確保が必要となってきたが、道内の完全失業率が五・一％と非常に厳しく、本町も同じ問題を抱えている。こういう状況の中、もう一つの基幹産業の育成が急務と私は思う。新しい産業や地元にある産業を育成し、雇用の創出等を図ることは、行政にとっても非

常に大事なことであり、税収の増大も見込めると思う。企業を育てるといふことは、未来永劫税収が見込め、ぜひともお願いしたいと思うので、町独自の計画について聞いていく。

地元企業及び新しく進出した企業等に対する育成の支援はあるのか。もしなければ、今後どのような対応を考えているか伺いたい。

次に、銀行等の貸し渋りにより、運転資金等に困る企業も多々あると思うが、簡単に利用できる融資制度があるの

か伺いたい。

次に、企業は人なり、人が会社を盛り立て、地域を盛り立てると思うが、企業における従業員の育成に対し、支援策はあるのか伺いたい。

次に、企業向けの土地はどこにあり、どのような企業を誘致の対象としているのか伺いたい。

次に、人口増加に伴う町民のための就業場所の確保について、どのような計画があるのか伺いたい。

町長 本町独自の企業等を育成する支援策は、講じていない。今後、他町村の具体的な支援内容を調査するなど、検討をしていきたい。

次に、融資については町中小企業特別融資制度があり、それらに対する利息の一部並びに保証料の全額補給を行い負担の軽減を図っている。

次に、人材育成支援については、中小企業大学校旭川校

で研修を受ける方に対し、受講料の二分の一の助成をしている。

次に、企業向けの土地については、蔵谷地域に指定し、軽工業、流通系企業を主とした集積地としている。

次に、町民のための就業場所の確保については、企業を誘致することにより、そこに大きく雇用創出が図られることから、工業を導入する地域と考えている。

#### 歩行者を守るため

##### 歩道の新設を

問 高岡中央線の国道三三七号から、スウェーデンヒルズの入口までは、上り坂でカーブが連続しており、過去には大きな事故も数回発生している。現在、坂の付近はスウェーデンヒルズのウエスト地区として開発が進んでおり、完成すれば、二百八十戸の団地も出来る。地域住民、特に歩行者の安全確保のために、歩道の新設をすべきである。行政的には、現況をどうとらまえているのか、また計画があればいつ頃から実施するのか伺いたい。

町長 スウェーデンヒルズ町内会からの要望もあり、今後予想される車両交通量の増加に対応する歩行者の安全対策のため、その状況を見極めながら設置計画を立てていきたい。

問 具体的な計画があれば、いつ頃の予定かを聞いたのであり、再度答弁願いたい。

問 歩道を新設しなければならぬと私も考えているが、現段階でいつ建設するとは云



歩道新設が急がれるスウェーデンヒルズへの道



えない。できるだけ前進するよう努力する。

当別町（行政）における

ヒルズの存在

問 スウェーデンヒルズは、当別町の代表的な場所の一つとして、来町者の視察や訪問も多く、またメディア等でも紹介されている。また町のインターネットにも載っている。当別町、私は認識している。当別町、特に行政として、ヒルズの存在をどのようにとらまえているのか伺いたい。

次に、夏至祭をスウェーデンヒルズ内の公園で実施しているが、その大きな理由の一つとして、景観がスウェーデンに似ていることだと思ふ。その景観を保つために、ヒルズの皆さんは、年間六万円を払い、除雪、草刈り、植栽等の維持管理をしている。要するに、住民の自己負担により景観維持を続けている。このような地域住民の方たちの協力に対して、行政はどのような形でとらまえているのか伺いたい。

ているが、場所が狭いとか、一町内会の公園であると云うような理由もあるので、ヒルズと一体化した公園等を高台に造成して、もっと広く当別町を国内及び全世界にPRしてはどうか。また高台は風が強いので、その特徴を利用した風車を設置することも考えられるのではないのか。

町長 スウェーデンヒルズの存在についてだが、本町が外国に姉妹都市を求めると、元スウェーデン大使が国王からスウェーデンと日本の足掛りの依頼を受けたこと、またスウェーデン北海道産業文化提携会議が開催され、北洋交易などが出席する中、スウェーデン村計画が提示され、気候、風土、地形など、スウェーデンの郊外の環境と類似していること、また交流の拠点としてスウェーデン交流センター設立に対しても当別町が中心となつて努力を重ねてきたところである。また一方では、民間による景観の配慮をした閑静な住宅地として造成が始められ、現在に至っているものと考えている。景観維持のために、スウェーデンヒルズにお住まいの方々には、日頃からご尽力をいただいていることを感謝

している。町としても、花を生かしたまちづくり、またガーデンングによる美観が町民各層各団体に活発に行われはじめていることなども承知しており、スウェーデンヒルズのみならず、全町的に花を活用

した景観、美観を保持するため、関係機関とともに努力していきたい。

次に、高台の公園についてだが、当初第三次総合計画の中で考えていたが、現在、同地周辺を開発している北洋交

易と協議の中から民間活力に委ねることとして、側面的な協力をしていきたいと町の考え方を昨年の九月議会の一般質問で答弁しているので、理解願いたい。

花のまち当別を  
アピールするために

高谷 茂 議員



町の雪捨場の位置は  
適正なのか

問 今年は大変雪の多い年で、金沢地区の雪捨場は六月中旬まで雪があった。農作業や生活に直接の影響のないと

ころは別として、下川の雪捨場は住宅や農地が近く、周辺住民からの苦情もあったのでこの点を中心に伺っていく。

一点目として、下川の雪捨場はいつ設定したのか。

二点目として、雪捨場周辺の影響を事前に調査し、検討したのか。

三点目として、雪解けの遅れなどの影響について、いづごろ認識したのか。

四点目として、周辺住民からの苦情はあったのか。それはいつ頃からか。

五点目として、苦情に対して、今年を含めどのように対応してきたのか伺いたい。

次に、今後、市街地中心に人口が増え、益々排雪が増えるので、今から計画を立てていく必要があると思うが、この点について、町はどのような計画や対応を考えているのかを伺っていく。

一点目として、雪捨場の移

転は考えているのか。

二点目として、移転をしない場合、冬期間の除排雪、雪解けの遅れ等による損害にどう対応していくのか。

最後に、人口増加に伴う今後の雪捨場を含めた除排雪の計画があれば伺いたい。

町長 下川雪捨場の使用開始は昭和五十七年ごろで、当時は堆雪量も少なく、周辺に与える影響等についての検査、調査をせずに使用していた。

影響について認識したのは平成元年ころより、除排雪体制を強化したことにより、周辺住民から騒音、振動、春先の融雪促進などの苦情が寄せられようになった。苦情については、交通安全面では運搬業者への指導、及び周辺進入路には標識を設置し、さらに五月上旬をめどに融雪の促進を図ってきた。

次に、下川雪捨場は市街地に接しているので、住民の利

便性などから今後も利用しようと考えており、周辺農家には、誠意をもって対応する考えでいる。

雪捨場の対応としては、使用可能な河川敷地の拡大と新規箇所の検討を含め、堆雪量の分散化を図る考えである。新たな敷地の選定については、周辺に対する影響などから苦慮するところだが、雪捨場の確保に努めていく。

花のまち当別に向け

積極的な支援を

問 当別町は、切り花生産が昨年度約十四億円、全国的にも知られるようになったし、今年の二月には中国の江沢民主席が当別の花農家を視察され、一層有名になり町外からの視察も多数来ている。花の生産は、農業総生産の二〇%前後で、当別町の農業生産の五分の一を花農家百戸で支えている。こういうことを踏まえて、当別町を挙げて花を大きな町おこしの材料とすべきだと、今まで一年間一般質問をしてきた。そこで第一点目として、今年対雁町内会単独で、国道二七五号線の開発の道路維持事務所から札幌へ向かう約二kmの間を、プランタンや柵に壁掛け式の鉢をかけ

ると、今議場に立って見ると、花一つ飾られていない。町長室にも花がない。切り花全道一の町の役場庁舎内を、花いっぱいにするという思いが本当の意味で花農家を支えることになると思うが、町は年間どのくらいの切り花を購



国道を花で飾る対雁町内会

入しているのか、また、庁舎、学校、総合体育館、西当別コミセンなど公共施設はもちろんJ.R、農協、郵便局等沢山の人が出入りするところに、積極的に切り花をPRすべきだと思いが町長の考えを伺いたい。

次に、当別町での花農家戸数は、百戸前後でここ五、六年推移している。花農家の数が増えないことについて、町ではその原因をどのようにとらえているのか。また、今花農家の方々は二百戸の農家にしようと、仲間を増やそうと考えているが、ユリが主体の当別では、貯蔵庫が足りないとか、ハウスに入れる水にも問題があると聞いている。町としては、今後どのような点で花き生産について重点を置いて支援していくのか伺いたい。また、花のPRや花農家をサポートするためにも、經濟部の中に施設園芸課を設置すべきではないのか。

次に、生産戸数の横ばいの要因については、一時期のような価格が期待されないこと、労働内容、労働力の確保、生産技術や設備投資への不安など様々な要因があると考えられる。農協の調査では、花き生産を取り入れたいとする潜在戸数もあり、生産組合や農業普及センター等との情報交換や現状の課題を整備し、生産組合、農協の長期的な計画に沿って、生産者、農協、行政の担う方向を明らかにしながら生産戸数と生産額拡大の支援に努めていく。また、花き生産はもとより、農業を将来に継続するため、青年農業者

次に、今議場に立って見ると、花一つ飾られていない。町長室にも花がない。切り花全道一の町の役場庁舎内を、花いっぱいにするという思いが本当の意味で花農家を支えることになると思うが、町は年間どのくらいの切り花を購

次に、今議場に立って見ると、花一つ飾られていない。町長室にも花がない。切り花全道一の町の役場庁舎内を、花いっぱいにするという思いが本当の意味で花農家を支えることになると思うが、町は年間どのくらいの切り花を購

次に、今議場に立って見ると、花一つ飾られていない。町長室にも花がない。切り花全道一の町の役場庁舎内を、花いっぱいにするという思いが本当の意味で花農家を支えることになると思うが、町は年間どのくらいの切り花を購

議 会 を 傍 聴 し ま し ょ う

定例会 年4回 3・6・9・12月  
臨時会 随時

9月定例会が平成11年9月21日より開催が予定されております。(土、日、祝祭日を除く) 詳しくは議会事務局(☎3-3247)までお問い合わせください。

確保の環境づくりに努めていきたい。

次に、施設園芸課の設置などについては、長期計画とそれぞれが担う方向を明らかにすることから、どのようなことが効果的か検討していきたい。

**問** 市街地の活性化をしなければならぬとの認識はあるが、何から手を付けていいのか、わからないのではないのか。まちづくりの切り口に当別の花は十分なり得ると私は認識している。花農家の努力、住民の協力、そして、行政の

強い後押しが必要だと思う。当別町のまちおこしというものを、花を切り口にして進んでいく考えがあるのか、あるのなら施設園芸課を作るべきと思うがどう考えているのか伺いたい。

**町長** 今後は公共施設や事業

所への花の飾り付けなどや、機会をとらえてアピールすることも含め、まちおこしの一環の視点に立つて花の町当別のアピールを積極的に取り組んでいきたい。そのことが切り花生産の振興にもつながるのではないかと考えている。

る。匿名ではあるが、新聞社に情報があつたということは大変憂いてると同時に、非常に遺憾に存じている。

次に、駐在員の委嘱については、設置条例に基づき町内会からの推薦により委嘱しているが、町内会の考え方により、数は多くないが、町内会長と駐在員が別々なところもある。また、駐在員の身分は地方公務員法上では、非常勤の特別職の公務に当る。公職選挙法第八十九条ただし書きで、臨時または非常勤の者は適用除外されていること、さらに、公職選挙法施行令の第九十条の規定により、駐在員は立候補できると解されている。ただし、職務権限を利用した選挙運動は禁止されるものと解されるが、地位利用による選挙運動であるか否かは個々の具体的事例に基づき、しかるべき機関が判断をするものと思う。

## 豊かで潤いのあるまち 当別をめざして



千葉 庄康 議員

### 議会の意思を 尊重するのか

**問** 本会議において採択された議会の意思を示したものがあ。特に三月議会で産業常任委員会報告がされ、趣旨採択された森林組合の問題について、当別町はどうしなければならぬのか。森林組合には長年にわたり補助金を出している。もちろん町の監査もしている。今回、森林組合が理事会を開き、そして総会を開

いて、ある一定の状態が出ているが、当別町ではどうなんだろう。三月議会で趣旨採択されたことは、森林組合の役員をはじめ、組合員の意思でもあると思う。もちろん、この金額は鑑定士が出したもので、土地が高いか安いとかいう問題ではない。それは、土地というものは、付加価値を付けることによって、その価値観が変わり、それをどうい

うぐあいに指導をしていく

**問** 「道民の森」の民活事業中止についての新聞報道に対して、町長はどう考えているのか。また、入札談合の新聞報道についてもどう考えているのか見解を伺いたい。

次に、駐在員制度の是非についてだが、町内会長はその地域の諸問題を議会を通じ、または理事者にお尋ねしながら解決をめざすが、駐在員制

度は違う。今年一月十五日町長の後援会に、駐在員は出ていないと思うが、駐在員の職務は何か。それから、町内会長と駐在員が併用していない地区は、何箇所あるのか。なぜこう云うことを聞くかと云うと、来月には農業委員会の選挙があり、公職選挙法に準じて行われる。もし、その駐在員が、そのまま農業委員に出た場合はどうなるのか伺いたい。

**町長** 民活事業の中止報道についてだが、損害賠償関係については、道と事業者の問題であると受け止めている。また、本町においても、代替え案である振興策を要望している。裁判の推移を見守っていく。

次に、入札談合の新聞報道については、先に行政報告や議案第十一号で答弁してい

る。匿名ではあるが、新聞社に情報があつたということは大変憂いてると同時に、非常に遺憾に存じている。

次に、駐在員の委嘱については、設置条例に基づき町内会からの推薦により委嘱しているが、町内会の考え方により、数は多くないが、町内会長と駐在員が別々なところもある。また、駐在員の身分は地方公務員法上では、非常勤の特別職の公務に当る。公職選挙法第八十九条ただし書きで、臨時または非常勤の者は適用除外されていること、さらに、公職選挙法施行令の第九十条の規定により、駐在員は立候補できると解されている。ただし、職務権限を利用した選挙運動は禁止されるものと解されるが、地位利用による選挙運動であるか否かは個々の具体的事例に基づき、しかるべき機関が判断をするものと思う。

**問** 町内会長と駐在員を併用していない地区は、何箇所あるのか、また町長の後援会に駐在員が、何人出たかを聞いているので、再度答弁願いたい。私は、町内会長と駐在員は別個の姿勢でなければならぬと思うし、町が指導すべきだと思



当別ダム上流の振興策は

るとしたらどうなるのか。私も、この統一選挙の時、何度かお聞きし、そのつどその上司に忠告をした経緯がある。町長の見解を伺いたい。

**教育長** 休職職員についてだが、地方公務員法の規定に基づき、本人から在籍専従の許可申請があり、種々検討の結果、許可をしている。当別町職員組合に在籍し、自治労北海道本部石狩地方本部へ派遣されているが身分は、休職扱いとなっている。許可に当たっては、在籍専従制度の趣旨に基づいて行動するという条件を付しており、議員指摘の行為などはないものと認識している。

**町長** 町内会長と駐在員が別なのは、四十八駐在区の中で四駐在区となっている。また選挙時の駐在員の行動は、公職選挙法に触れることのないよう、節度のある行動を強く望んでいる。なお、私の後援会の参加状況については、十分な記憶がないので、理解願いたい。

**休職職員の**

**行動について**

**問** 休職中の職員は、どう云う身分で休職しているのか。職員はもちろん臨時の職員まで、選挙活動をしてはいけないと忠告している中、休職しながらもし選挙活動をしてい

**請願・陳情**

**第四回定例会**

**〔付託〕**

(文教厚生常任委員会)

□聴覚障害者の社会参加を制限する欠格条項の早期改正を求める要望書

**請願者**

聴覚障害者を差別する法令の改正をめざす北海道対策本部  
代表者 蠣崎日出雄

**〔採択〕**

(産業常任委員会)

□雇用保険給付の改善と雇用創出に関する請願書

(意見書提出)

**請願団体**

連合北海道当別地区連合会  
会 長 川上 祐二

**紹介議員**

村上 弘志  
小寺 和昭

**〔付託〕**

(文教厚生常任委員会)

□保育施策の拡充に関する請

**願書**

**請願団体**

連合北海道当別地区連合会  
会 長 川上 祐二  
紹介議員 村上 弘志  
小寺 和昭

**〔採択〕**

(文教厚生常任委員会)

□義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する請願書

(意見書提出)

**請願団体**

連合北海道当別地区連合会  
会 長 川上 祐二  
北教組石狩支部当別支会  
会 長 出村 好孝

**紹介議員**

村上 弘志  
小寺 和昭

**〔付託〕**

(文教厚生常任委員会)

□「三十人以下学級」実現等教



育予算の増額を求め、義務教育費国庫負担法を改悪することに反対する請願書

**請願団体**

連合北海道当別地区連合会  
会 長 川上 祐二  
北教組石狩支部当別支会  
会 長 出村 好孝

**紹介議員**

村上 弘志  
小寺 和昭

**〔採択〕**

(産業常任委員会)

□新・農業基本法の制定に関する請願書

(意見書提出)

**請願人**

北石狩農業協同組合  
代表理事組合長 伊東 定吉

**当別町農民同盟**

委員長 桧山 喜三  
紹介議員 堀 梅治

**紹介議員**

木屋路喜一郎

# 各委員会報告

## 第四回定例会

### 産業常任委員会報告

#### 雇用保険給付の改善と雇用創出に関する請願書

わが国の雇用・失業情勢は、最悪の記録を続けており、直近に発表された完全失業率は、四・八％、完全失業者数は三百三十九万人にものぼっており、勤労国民の雇用不安は増大している。

とりわけ、本道の状況は、この全国水準をさらに上回る厳しい情勢化にあり、また本

町に於てもこの状況が浸透しつつあり再就職は困難を極めている。

失業者の生活安定と雇用創出を図るため、雇用保険法に基づく基本手当の給付日数の延長と増額措置、さらには、長期かつ多様な職業教育・訓練計画策定及び実施、地域の雇用創出事業を支援するための「地域雇用開発交付金」制度創設等が求められている。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十一年六月二十四日  
議長 泉亭 俊彦 様  
産業常任委員会

委員長 堀 梅治

### 産業常任委員会報告

#### 新・農業基本法の制定に関する請願書

新・農業基本法案（食料・

農業・農村基本法案）が、一部修正のうえ六月三日衆議院本会議で可決され、参議院に送られた。

しかし、政府案も衆議院で一部修正された内容も、なお自給率目標を国の責任で実現することが明記されず、担い手育成の施策を大規模経営や法人に集中し、現に食料生産を担っている多くの家族経営への支援が不十分であるなど、なお一層の徹底審議と修正が必要である。

食料自給率の向上、後継者確保策等、国民の要望にこたえる内容になるよう、参議院でさらに審議すべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十一年六月二十四日

議長 泉亭 俊彦 様

産業常任委員会

委員長 堀 梅治

### 文教厚生常任委員会報告

義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外することに反対する請願書

政府は、一九八五年国家予算において、教職員の旅費と教材費を義務教育費国庫負担法から適用除外したのをはじめ、恩給費、共済費の追加費用の適用除外により、地方自治体への負担を転嫁してきた。

さらに、二千年度国家予算編成にあたり、税収不足、国債残高解消を口実に義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費も適用除外しようとしている。

学校事務職員・栄養職員の給与費の適用除外は、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすとともに、地方自治体の財政を一層圧迫することとなるので、義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外すべきではない。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十一年六月二十五日

議長 泉亭 俊彦 様

文教厚生常任委員会

委員長 竹田 和雄



### 請願・陳情の提出は

町政や国政について、要望や意見がある場合、その内容を請願書、あるいは陳情書にして議会に提出し、町民の声の実現を求めることができます。

個人や法人、団体でも提出することができ、議会で審査し、採択、不採択を決定します。

採択されたものは、町政に関するものは町長に、国政に関するものは国に意見書等として提出します。

書式規定は、特にありませんが、次のことに留意して下さい。

- ◇日本文による文書。
- ◇件名、要旨及び理由を簡明に記載。
- ◇提出年月日、提出者の住所、氏名を記載し押印。
- ◇請願書には紹介議員一人以上の記名押印または署名。(陳情書には必要ありません。)

議 会 の う り こ ぎ

7・19	7・14	7・12	7・9	7・6	7・2	6・28	6・25	6・24	6・23	6・21	6・21	6・17	6・16	6・15	6・14	6・11	6・10	6・9	6・4	6・3	6・2	6・1		
当別大通整備促進審査特別委員 町、常呂町)	議事調査(網走支庁美幌 町、常呂町)	議会広報特別委員会道内所 管事務調査(網走支庁美幌 町、常呂町)	議会広報特別委員会道内所 管事務調査(空知支庁栗山町、 十勝支庁大樹町、音更町)	建設常任委員会 全道町村議会新人議員研修(札 幌市)	全道町村議会議員研修(札幌市) (浜益村)	石狩支庁管内町村議会議員研修 議会運営委員会	文教厚生常任委員会 議会運営委員会	産業常任委員会 別委員会	学園都市線電化・複線化促進特 別委員会	議会運営委員会 第4回定例会(24~27休会)	議会運営委員会 第5回臨時会	当別大通整備促進審査特別委員 会	全道議長会(札幌市)	総務常任委員会 文教厚生常任委員会	産業常任委員会 建設常任委員会	議会運営委員会 別委員会	学園都市線電化・複線化促進特 別委員会	石狩支庁管内町村議会議長会 (厚田村)	総務常任委員会	文教厚生常任委員会	建設常任委員会	岩出山町議会正副議長来庁	岩出山町議会正副議長来庁	
8・26	8・24	8・23	8・20	8・18	8・13	8・10	8・6	8・4	8・3	8・2	7・29	7・28	7・28	7・27	7・26	7・22	7・21	7・22	7・22	7・22	7・21	7・21	7・21	
議会広報特別委員会	秋田県雄勝町来町	建設常任委員会道内所管事 務調査(網走支庁美幌町、 十勝支庁大樹町、音更町)	建設常任委員会道内所管事 務調査(空知支庁栗山町、 十勝支庁大樹町、音更町)	議会広報特別委員会 (札幌市)	胆振支庁洞爺村来町	産業常任委員会 務調査(旭川市農業セン ター、十勝支庁士幌町、中 札内村)	渡島支庁大野町来庁	産業常任委員会 務調査(旭川市農業セン ター、十勝支庁士幌町、中 札内村)	総務・産業合同常任委員会	文教厚生常任委員会	山形県酒田市来庁	宮城県柴田町来庁	愛知県一色町来庁	文教厚生常任委員会	学園都市線電化・複線化促進 特別委員会(在札要望)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)	鷹栖町、名寄市)

あ と が き

今年の夏は、連日記録的な暑さが続き、町民の皆様方も寝苦しい毎日を過ごしたと思います。議会では六月定例会も終わり、各常任委員会をはじめ、各特別委員会が今の時期、積極的に道内・道外の先進的な自治体等へ所管事務調査を行なっています。

他の市町村の様子を実際に行って、見て、聞いて、調査し、良い事例を参考にしながら今後、我町で一つでも多くの事に取り組めないのか、また改善できないのか、全議員で研究中です。

当議会広報委員会も七月十四日~十六日まで美幌町・常呂町の議会広報を研修してきましたが、私達の「議会だより」の編集に大変参考になりました。



常呂町議会にて

今後の広報紙づくりに積極的に生かして行きたいと思っています。少しでも町民の皆様に読まれ親しまれる議会だよりになるよう、委員一同努力していますので、皆様のご意見をお寄せ下さい。

議会事務局  
(011-331-3247)